



| | |
|--------------|---|
| Title | 20世紀初頭のチベットの法的地位 |
| Author(s) | 水野, 光朗 |
| Citation | アジア太平洋論叢. 2000, 10, p. 119-148 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/99947 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

20世紀初頭のチベットの法的地位

水野光朗*

1 國際法とチベット問題

本論文では、20世紀初頭のチベットをめぐるインド・中国・ロシア関係をシムラ会議(1913年—1914年)及びシムラ条約そして当時のチベットの法的地位を中心に、国際法の観点から分析する。この問題は、現在のチベット問題や中印関係を規定する歴史的背景として重要である。そして、この問題についての先行研究であるが、日本ではもともと中華民国前期の中国と東アジアに関する研究は少なく¹⁾、中印国境紛争の歴史的背景として分析する入江啓四郎によるもの²⁾を除くと皆無といってよい。また、入江啓四郎の研究では1911年の辛亥革命よりも1949年の中華人民共和国の成立の方が重視されており、清末民初期の中国・東アジア国際体系の変動は触れられていない。欧米では、A.ラムを代表とするイギリス外交史からの分析³⁾が主流であり、東アジアの視点が欠落している。そして中国では諸列強の中国分裂活動の一つとしてとらえられ、この問題については、イギリス帝国主義の中国分裂策動の一つ⁴⁾であると厳しく批判されている。

私は、本論文において辛亥革命を東アジアにおける国際体系の転換点と規定し、国際法の観点からチベットの法的地位の問題を考えてみたい。

シムラ会議とは後述するように1913年から1914年にかけて開催されたイギリス、中国、チベットによる会議である。この会議は1911年の辛亥革命の直後に行われた。それ故、国際体系の転換とチベットの法的地位を考える上で注目に値する。

さて、まず初めに、シムラ会議やシムラ条約が中国における中国近現代外交史研究において、どのように評価されているのかを本研究の出発点としたい。

* 大阪外国语大学大学院 言語社会研究科博士後期課程

まず、シムラ会議であるが、中国の外交史の事典である《中外関係史辞典》では概ね次のように紹介されている。

中国、イギリス、チベット地方政府の各代表が、チベット問題を討論し、インドのシムラで行われた会議。1911年にイギリス帝国主義が中国で発生した辛亥革命の時期を利用して、チベット反動分子が反乱を起こすようそそのかし、チベットの中国からの離脱を策略した。会議の席上、マクマホン[イギリス政府の全権]はチベット独立などの要求を突きつけ、中国代表は厳正にこれに反駁した。イギリス側は「調停者」という形を取り、チベットを内チベットと外チベットに分割すること、さらには外チベット「自治」などを主張した。中国はこれも拒絶した。マクマホンは数次にわたり条約草案やチベットとインドとの国境を示す地図を提起したが、内容はどれも中国の主権を脅かすものだった。[イギリス側は]中国の正式署名を求めたが、中国はまた、数次にわたり拒絶した。イギリスとチベット「代表」は会議の間、中国に隠れてイギリス代表マクマホンの提案したチベットとインドとの境界線に基づく「秘密交換公文」に署名した。中国はそれ以後これを承認したことはない⁵⁾。

要は、チベットを中国から切り離し、チベットを支配しようとしたのがシムラ会議である⁶⁾、というのである。

そして、シムラ条約については、

イギリスがチベットを分裂・併合することを意図し、チベット地方当局と非公式に締結した不法な条約

と説明する⁷⁾。

これらの説明は、当時の中国やチベットをめぐる国際環境を十分説明していない。例えば、そもそもなぜ中国はシムラ会議に参加することになったのか、一つの「地方政府」であるチベットがイギリスや中国という主権国家同様に政府全権を派遣し得たのはなぜか。これらの問い合わせに十分答えていない⁸⁾。

そこでまず、シムラ会議前においてチベットと中国はどのような関係にあったのかという点から考えてみたい。

2 東アジア国際体系における中央一辺境関係

中華民国が成立する以前、すなわち近代国民国家が成立する以前に、中国を中心とする東アジアでは東アジア国際体系が存在していた。この国際体系とは、中央一辺境関係は周辺からの中央への朝貢と中央から周辺への回賜という関係によって特徴づけられる。具体的には、周辺は礼部管轄地域と理藩院管轄地域に大別され、前者はさらに朝鮮、琉球、ベトナム、ビルマなどの朝貢国と、日本、フランスなどの互市諸国に細分化できる。理藩院管轄地域には、モンゴル、東トルキスタン、チベット、そしてネパールが含まれる。

このうち、モンゴルでは地域が旗という単位に分割され、会盟が組織された。すなわち分割統治である。そしてこの会盟にはほぼ沿う形で、後に20世紀になると内モンゴルと外モンゴルに分割されることになる。

チベットでは、清朝皇帝との関係はラマ教の僧団と施主との関係になぞらえたものだった。一年一貢、つまり毎年一回北京に朝貢使を派遣するとされ、ダライ・ラマが文殊菩薩皇帝である清朝の皇帝に貢ぎ物を捧げるというフィクションをとった⁹⁾。

ネパールは基本的にイギリスの勢力圏下にあり、インド帝国地図 (*The Imperial Gazetteer Atlas of India*) でも藩王国扱いがなされている¹⁰⁾。しかし、中国がチベット・ネパール戦争に介入した1792年から1907年(1882年という説もある¹¹⁾)まで、五年一貢を実施した。ただこの五年一貢は、こうすることで朝貢使とともに送った品物から回賜という形で朝貢以上に商業的利益が得られるからであって¹²⁾、中国の文化を受容していたわけではない。そして実際に商業利益が得られなくなったのと同時に朝貢を中止している。

そして、18世紀にイギリスがインドを完全に手中に收め、ロシア帝国が南下策をとり、中国が弱体化してゆくと、この国際体系は大きく変化した。この変化の影響を強く受けたのがチベットであり、モンゴルである。この世界システムの変動こそチベットの法的地位を複雑化し、シムラ会議の歴史的な底流になるわけで、以下、チベットをめぐるイギリス、中国、そしてロシアの関係を少し詳しく見ていきたい。

3 シムラ会議の前提

この章ではシムラ会議の前提となるチベットをめぐる国際関係を考える。シムラ会議を理解するためには、単にその経緯を追うだけではなく、これに至る経過を十分理解する必要があるからである。

3.1 中国－チベット関係の混乱とイギリス、ロシア

前述のように、中国とチベットとの関係は朝貢－回賜関係であった。しかし、19世紀後半、特に1860年の北京条約締結以降、中国は急速に求心力を低下させていった。

チベットとの関係に即して言うと、1863年にシエントイ（三膽對）で暴動が発生した。この暴動は、現在の言い方をすればチベット族と漢族とのエスニック紛争だった。

チベットのダライ・ラマ13世は武力で鎮圧し、四川総督に20万両の賠償を要求した。四川総督はこれを拒絶し、賠償金支払いをめぐる対立が生まれたのである¹³⁾。これが中国とチベットとの対立のそもそももの発端である。

さて、これに先立つ1767年に、イギリス（東インド会社）は、W.H.D. クノックスにベンガル軍を率いさせて、ネパールを経由するベンガルとチベット間の通商ルートを保護させた。この直後の1792年にはネパールは中国に朝貢を始めており、ネパールとシッキムを経由する英中貿易——ただし形式上は朝貢貿易である——が始まった。こうして、イギリスはチベットに関心を払うようになった。同時に中国とチベットとの対立にも関心を持ち始めたのである。

ところで、ロシアは1870年代から南下政策の一環として、チベットに関心を持つようになった。具体的には、ピエブツォフ、ロボロフスキイ、コズロフといった探検家たちをチベットに派遣した。しかし、当時チベットは鎖国状態にあり、これらをすべて追い返してしまった¹⁴⁾。

当時のチベットは、

もしも我が政府部内の者が互いに反目して争っているこの内訌を外国人が知ったならばじきに攻めて来るかもしれない。だからこういう事の知れないようにうまくかの外国人の進入を防がなくちゃならん¹⁵⁾。

という理由、すなわち内政の混乱を隠すという目的のため、鎖国政策を探っていたのであった。

そこでロシアはバイカル湖付近に居住するブリヤート系モンゴル人が宗教面でチベットとつながりを持っていることに注目し、宗教使節団を派遣することを計画した。そして1899年、ブリヤート系モンゴル人宗教使節団のバドマイエフが外国人としては初めてダライ・ラマ13世に面会したのである¹⁶⁾。同時にモンゴルをも勢力圏に組み入れようとし、1915年に外モンゴル(1921年にモンゴル人民共和国)という形で中国からの分断に成功する。その後も、ドルジエフに代表されるようにブリヤートモンゴルを介しての対チベット浸透政策は継続された。

このように、中国-チベット関係はエスニック紛争を期に悪化する一方、イギリスはネパール経由の対中国貿易の経由地として、ロシアは南下政策の目標の一つとして、それぞれチベットに着目するようになった。他方、チベットは内政の混乱が外部に漏れることを恐れて鎖国体制を敷いていたものの、ブリヤートモンゴル人々による宗教使節団を前に、門戸の開放を余儀なくされた。

こうして、チベットをめぐるイギリス・ロシア・中国の覇権争いは激化するのである。

3.2 ラサ条約(1904年)と北京条約(1906年)

さて、ロシアがチベットに下って来てチベットを土台にインドに臨んだ時分には、到底インドの安寧を保たれないことは明らか¹⁷⁾であったため、イギリスはチベットを自国勢力圏下におく必要に迫られた。

そこでまず、イギリスは、1893年に中英会議印藏条款¹⁸⁾を締結し、ヤートンを通商拠点に設定した。

イギリスにとってチベットは、茶に代表されるイギリス製品の潜在的市場、通商ルート、そして金や羊毛¹⁹⁾の原材料地として重要な意味を持っていた。もっとも、潜在的市場や原材料地としての商業的価値は、世界市場としてみた場合、さほど大きくはなく、主として通商ルートや対ロシアのインド防衛上重要であったといってよい。

1904年、イギリスは日露戦争でロシアがチベット・モンゴルに関心を持ちにくく

なった機に乗じて、中英会議藏印条款の不履行を口実に、チベットを懲罰するべくヤングハズバンド使節団をラサに派遣した。

その結果、同年、ラサ条約がイギリスとチベットとの間で締結された。その内容は、チベットはイギリス以外の勢力と関係を絶つこと、そして、イギリスの官吏は自由にラサに立ち入ることができることであり、事実上チベットはイギリスの勢力圏下に入った²⁰⁾。

しかしながら、清朝外務部はこれを承認せず、清朝がラサに常駐させていた中央政府の代表である駐藏弁事大臣（アンパン）有泰もこれに反対した。

チベットは、国際法上清朝の付庸国（vassal state, state under suzerainty）であるが、ブルガリア（トルコが宗主国（suzerain state））同様、行為能力が比較的広く認められ、対外条約を締結することができた。国際法上、付庸国が対外関係を自ら処理しうる範囲については、一般的に確立された規則はないのであって²¹⁾、ケース・バイ・ケースである。

さらに清朝内部でも、洋務派と守旧派の対立があり、混乱が生じていた。四川省の趙爾豐は自らの支配地域を拡大するべくチベットに入り、チベット人との間で内乱が発生した。

他方、チベットは対外関係を自ら処理できるとはいうものの、イギリスはラサ条約に実効性を持たせるために、宗主国清朝の同意を必要としていた。

このため、1905年からカルカッタでラサ条約に関する英中交渉が始まった。イギリスは S.M. フレーザー²²⁾を、清朝は唐紹儀²³⁾を、それぞれ派遣して交渉に当たらせた。交渉で、フレーザーはチベットにおける外国人徴税官の追放を要求し、チベット領土の外国に対する割譲や外国人の立ち入りを禁じたラサ条約第9条はイギリスに適用されないことを明確にするよう要求した²⁴⁾。これに対して唐紹儀は、清朝がチベットに対して有するのは主権であって宗主権ではないと反論している²⁵⁾。

唐紹儀の主張は、事実上ラサ条約の否認である。というのは、もし清朝がチベットに対して主権を持つのであれば、チベットには対外関係を処理する能力はなく、それどころか宗主国对付庸国という基本的図式さえ否定されるからである。しかし、唐のこの論理には矛盾がある。というのは、1905年の時点では、まだ清朝は朝貢使を受け入れており（例えばネパール）、清朝は近代国民国家とはなっていなかった

からである。その反面、1864年には『万国公法』が中国語に訳されており、西欧国際体系起源の国際法概念は既に中国にもたらされていた²⁶⁾。したがって、当時の中国では、東アジア国際体系の論理は依然として公的なものであったが、西欧国際体系の論理も存在し、いわば二重の空間が形成されていたと言え、唐の主権発言はこうした二重性を背景としていた。さらに洋務派は、東アジアの伝統的国際秩序擁護の立場を固持し、万国公法、すなわち西欧的な国際法秩序の受容を一貫して拒否し、条約改正のための行動を起こすことが困難になった。

要するに、唐は中国はチベットに対して主権を持つと主張したものの、その実体は、公的には東アジア国際体系の論理に中国は乗っていたのだから、その論拠は実体に乏しいものであったといえる。

結局、英中交渉は唐が外交上の病気(diplomatic illness)のため帰国してしまい、交渉の場を北京に移して継続された。そして、1906年に北京条約²⁷⁾が締結された。条約では、ラサ条約が有効であることが確認され、イギリスはチベットを侵略せず、チベットの内政に干渉しないことなどが定められた²⁸⁾。

1904年のラサ条約から1906年の北京条約までの間、チベットをめぐる国際環境は、このようにめまぐるしく展開した。イギリスと中国はチベットを自国勢力圏下に取り込もうとさまざまな策をとった。この駆け引きの産物が1906年の北京条約であった。そしてチベットの問題と同時並行的に中国は西欧国際体系で規定される主権国家へと転換する試みを行い、不平等条約の押しつけなど西欧列強による中国分断も進行していった。

ところで、ヨーロッパでは中央アジアをめぐるイギリスとロシアとの交渉が進められていた。そして中国では辛亥革命という大事件が起こるのである。そこで次にこれらの問題を考えてみたい。

3.3 英露条約(1907年)と辛亥革命(1911年)

19世紀になるとイギリスとロシアはチベット、アフガニスタン、ペルシャといった中央アジアで勢力拡大競争を繰り広げた²⁹⁾。

しかし、1906年6月になるとセント・ピータースブルク駐在イギリス大使サー・アーサー・ニコルソンは中央アジアにおける緊張した英露関係を緩和させるため

に、ロシアの新外相アレキサンダー・イスヴォルスキーと交渉を開始した。つまり、北京条約から数週間もたたないうちに、ヨーロッパの外交を通じてイギリスは中央アジアの諸問題を解決する方策を探るようになったのである³⁰⁾。

すなわち、イギリスはラサ条約と北京条約によって得たチベットにおける特権に対する保証をロシアから得ようとしたのである。

これに対してロシアは、チベットのみならずペルシャやアフガニスタンの問題も一括して処理するよう求めた。イギリスはこの提案に同意し、1907年には英露条約が締結された³¹⁾。

この条約は、まずイギリスがインドに繋がるペルシャ湾で特殊権益を持つことを規定し、単に中央アジアのみならずイギリス領インド全体の安全保障をも意図していたことがわかる。ところで、これに先立つ1899年9月に、インド総督カーソンは、「シャー支配地域での英露勢力圏の確定」を提唱していた。ロシアは英領インドに繋がるペルシャ湾とその周辺地域におけるイギリスの特殊権益を認める見返りに、ペルシャ湾よりも北側で行動の自由が与えられ、カーブルに商務館 (Commercial Agent) を設置する権利を求めていた。イギリスは、商務館の官吏がすぐに政治的特使となりうることを知っていたけれども、ペルシャ湾における特殊権益確保と引き替えにカーブルへの商務館設置を承認した³²⁾。

そして最後に第三点目として、中国を介さずチベットに介入・干渉しないことを定めた。

本来、19世紀のアジアにおける英露競争ではチベットはその一部ではなかった。しかし、1899年にブリヤートモンゴル人のバドマイエフが外国人として初めてダライ・ラマ13世と面会し、1900年にドルジエフがダライ・ラマとロシア皇帝との連絡役として活躍するようになると、インドの対ロシア安全保障上、重要な意味を帯びるようになった。そこで、ニコルソンは、つぎの五点を対ロシアチベット交渉の基礎とした。

まず第一点は、ロシアはイギリス同様、チベットに対する中国の宗主権を認め、チベットの領土的一体性を尊重し、チベットの内政に干渉しないこと、である。ここで注目すべきは、宗主権という語の使用である。この語の使用には二つの意味が含まれている。まず第一は、中国は清朝であり、南京条約や北京条約を締結し、あたか

も主権国家のように扱われてはいたものの、本質的には中華帝国であり、領域の隅々まで均質な支配は行われてはおらず、厳密に言うと主権国家ではなかった。したがって、主権ではなく、付庸関係を規定する際に用いられる宗主権という語を用いた方がより現実に即している。第二に、中国は北京条約によってチベットにおけるイギリスの特権的地位を承認していたが、中国自体が主権国家となった際、チベットに主権が及ぶとされ、チベットが中国の領土となり、イギリスの地位が脅かされる可能性があった。これを避けるため、意識的にチベットは中国の付庸国にすぎないことを強調するため、主権ではなく、宗主権という表現をとったと考えられる³³⁾。

第二点は、第一点を前提として、ロシアはイギリスの地理的位置を考慮して、イギリスにはチベットの対外関係が他のいかなる勢力によっても妨げられないことを監督する特権があることを認める、ということである。

第三点は、英露両国共に、代表団をラサに派遣しないことである。

第四点は、英露両国共に、官民を問わず、鉄道、道路、電信、鉱山その他の権利をチベットで締結・獲得しないことである。

第五点は、英露両国共に形態のいかんを問わず、チベットで徴税をしないことである。

第三点から第五点までは、すべてチベットの内政に干渉しないという第一点を具体化したものである³⁴⁾。また、特に鉄道敷設権をチベットで求めないという点は、中国本土で外国が多数の鉄道敷設権を獲得し、ひいては中国国内での鉄道国有化運動へと繋がっていったことと対照させるならば、特筆に値しよう。

このように、英露条約は、イギリスがペルシャ湾岸で特殊権益を持つのと引き替えに、ロシアがカーブルで商務館を設置しうること、そして、チベットの内政に英露両国が干渉しないことを定めていた。この条約をチベットに即して言うと、イギリスとロシアは内政に干渉しないのだから、中立化されたかの印象を受ける。しかし、中国を介するならば内政に干渉できるし、中国はチベットに対して宗主権をもつと規定していることから、チベットが中国の（主権国家としての）領土の一部を構成するとは言い切れないことにも注意する必要がある。

さて、このころの中国－チベット関係に再び立ち返ってみよう。

1905年に川滇邊務大臣、1908年には駐藏弁事大臣兼川滇邊務大臣となった趙爾豐³⁵⁾。

の軍は1910年2月になると、ラサに迫った。ダライ・ラマ13世はチャムドが占領され、また、軍がラサに迫ってきたことに脅威を感じ、ラサを脱出してヤートンに向かった。そして、イギリス・ロシア・アメリカに支援を要請したのである³⁶⁾。この展開を受けて、鍾穎はダライ・ラマ13世に次のように保証した。やってくるのは、1000人にすぎないし、その目的はチベット人を弾圧するためではなく、イギリスに対してギャンツェの商務館の護衛を撤退させ、1908年に中国とイギリスが締結した通商協定で定められた通商交易市場に警備を施すことにある。これを受け、ダライ・ラマ13世は鍾穎の軍がラサに入ることを承認した。しかし、ダライ・ラマ13世は中国に騙されていると考え、中国に組織的抵抗をするには遅すぎると判断して、趙爾豐に捕らわれるよりもインドに逃れることを選んだのである。1912年2月20日、ダライ・ラマ13世はヤートンに到着し、イギリス商務官(British Trade Agent)デイビッド・マクドナルドに置われた。翌日、ダライ・ラマ13世はチベットに留まるようにという駐チュンビ中国官吏の助言を無視して英領インドに入った。亡命したのである。そしてチベットの情勢は、趙爾豐の軍のラサ進入——ただし趙爾豐本人はラサに来ていない——によって大きく変わった³⁷⁾。

チベットにダライ・ラマが不在で、中国勢力がチベットを占領するというこうした事態の展開を受けて、イギリスはチベットの地位が不安定なものになったと判断した。3月14日、ダライ・ラマ13世はインド総督ミントと会談し、中国勢力をチベットから追放するためイギリスの支援を要請した。だが、ミントはこの要請を興味深く聞くにとどまり、イギリス本国のチベット不干渉政策を重視し、事態を見守る方針をとった³⁸⁾。

他方、ロシアはイスヴォルスキイ外相がニコルソン大使にロシアはイギリスに相談することなく何らの措置もとらないと言明し、イギリス・ロシア両国共チベットの問題に関与しないことになった。

その後、1912年5月に中国とチベットは暫定休戦協定に合意し、6月24日にはダライ・ラマ13世はチベットに戻るべくカリンボンからチュンビに向かった。

こうして英露の不干渉政策のもとで中国とチベットとの紛争は表面的には平和的に解決された。

しかし、イギリスは中国を介してチベットを自国勢力圏下に置くことを試みた。

中華民国の国家承認問題である。

いうまでもなく、1911年に辛亥革命が起き、翌1912年には中華民国が成立していた。そして、中華民国政府は国際的な国家承認と外国からの借款を必要としていた。イギリスはこれらの要求に応じることと引き替えに、中国によるチベット問題の解決を迫ったのである³⁹⁾。

ここで言うチベット問題とは単に中国とチベットとの対立問題を指すわけではない。チベットの法的地位を明確化することも含んでいる。そしてこの問題は、主権国家中華民国の主権がどこまで及ぶのか、換言すれば中華民国の領土はどこまでか、はっきりさせることに他ならなかつた。

イギリスがチベット問題を中華民国国家承認・借款付与問題と関連づけた理由は、ラサ条約(1904年)、北京条約(1906年)、そして英露条約(1907年)によって、直接チベットと交渉することが禁じられていたからである。インドに亡命していたダライ・ラマ13世が帰国し、中国－チベット関係に改善の兆しが見えたこの時期に、チベット問題を持ち出したのはこのような理由があった。

このように、英露条約によってイギリスはロシアもチベットに干渉しないという保証を取り付けた。そして辛亥革命前後、中国とチベットとの関係はダライ・ラマ13世のインド亡命によって一旦は悪化したものの、帰国によって緊張が緩和された。しかし、中華民国の国家承認、借款付与問題を通じて、中国を通してチベットの法的地位問題に関わり、チベットを自国勢力圏下に置こうと再び試みるようになつた。中国を介するならば、イギリスがチベットと接触しても法的な問題はないからである。他方、中華民国は国家承認・借款付与問題を解決するために、イギリスの言うチベット問題の解決に応じざるを得なかつた。そして、ロシアもまた、英露条約に反しない限り、イギリスのこうした動きに反対することができなかつた。

問題はチベットである。この時期、チベットが何を模索していたのか、独立を望んでいたのか、それとも、多民族の共同体・歴史的な存在である中国に留まる方針であったのかが必ずしも明確ではないのである。

ともかくこのような文脈の中でチベット問題の解決が、イギリス、中華民国、チベット三者の間で図られようとしていた。この三者会談こそがシムラ会議である。

そこで次にこのシムラ会議の問題を探っていきたい。

4 シムラ会議

4.1 シムラ会議とその展開

既に述べたように、イギリスは中国を介してチベット問題の解決の名の元で、チベットの内政・法的地位の問題に介入した。このために開催されたのがシムラ会議であるが、ここでは1913年10月の開始から1914年4月27日までの第一次会議と、4月27日から7月3日までの第二次会議に分けて考えたい。後述するように、4月27日を期に会議の性格が大きく転換するからである。

主権国家中華民国の総統、袁世凱は、イギリスがチベット問題の解決のための三者会談を申し入れた際、ネパール（事実上イギリスの保護国）が介入したり、中国抜きで直接イギリスがチベットと交渉したりするよりは、むしろイギリスの言う「宗主権」を受け入れて会談に臨んだ方がはるかによい、と考えた⁴⁰⁾。

他方、チベットは辛亥革命を機に、独立を宣言したものの独立に対する国際的な承認は得られなかった。

確かに1913年1月には、モンゴル・チベット友好条約が締結され、「チベットはモンゴルが独立した国家を樹立したことを承認し、モンゴルはチベットが独立した国家を樹立したことを承認する」と規定された。しかし、モンゴル自体1912年10月21日の蒙露協定では概念規定の曖昧な「自治」しか確認されておらず、しかもそれは中国の宗主権下の「自治」であり、モンゴルの領域も外モンゴルだけなのか、内モンゴルも含むのか明確化されていなかった。この外モンゴル、内モンゴルという区分は本稿の最初で述べた会盟に基づくもので、清代中期以降内モンゴルは中国との結びつきを強めていたのである。

モンゴルは当時、内モンゴルも含めて中国からの独立をめざし、ロシアの国際的承認を得ようとしていた。しかし、チベットの場合モンゴルほど明確に独立への動きを活発化させておらず、また、モンゴル・チベット条約によって互いに独立を確認したものの、独立自体曖昧なものだった⁴¹⁾。したがって中国との関係で見るならば、中国の主権国家的な意味での領土でもなかつたし、独立していたわけでもない、まさに曖昧な地位にあったといえる。しかし、こうした曖昧さは東アジア国際体系のもとでは緩やかな統治形態の一部として許容され得るが、均質的支配・統治を前提とする西欧国際体系では許されない。従って、その法的地位を明確化するための

会議に出席することは、自らが望むと望まないと関わらず、必須のこととなった。とりわけ「独立」を承認しあった相手、モンゴルが首都クーロンにロシア大使館設置を要求し、ロシアがモンゴルを通じてチベットに影響力を行使するようになると、チベットはますます法的地位を明確化せざるを得なくなつたのである⁴²⁾。そして、法的地位の明確化には第三者の立ち会いが必要であった。

こうした背景を再度整理すると次のようになる。

まず、中国であるが、イギリスを介してチベット問題を処理する必要に迫られた。とりわけ国家承認・借款付与問題があり、イギリス抜きの直接交渉はできなかつた。次にチベットであるが、第三国イギリスの立ち会いのもと法的地位を明確化するためにインドのダージリンで対中交渉を提案した。

そして、イギリスであるが、1907年の英露条約に反しないよう、補助的な調停者(mediator)として中国とチベットとの交渉に臨んだ。

このように三者の思惑が一致し、1913年10月よりインドのシムラで三者会議が開かれる運びとなつた。

そのための各政府全権として、中華民国は陳貽範を、チベットはロンチェン・シャトラを、そしてイギリスはサー・アーサー・ヘンリー・マクマホンをそれぞれ派遣した。

1913年10月10日、ロンチェン・シャトラはチベットの主張をとりまとめ、つぎの三点を主張した⁴³⁾。まず、チベットは独立国(independent State)である。この場合の「独立国」がどのような意味を持つのか、主権国家(a sovereign state)と同義なのか、実はよくわからない。というのも、後で述べるチベット二分割案を簡単に、ほぼ無条件で容認し、領土の一体性という点にたつならば、領土が曖昧だからである。主権国家を指向していたのであれば、領土二分割案を受諾できないだろう。

次に、ダライ・ラマが聖俗両面にわたる支配者であることを主張した。チベットの宗教は一部ムスリムがいるものの⁴⁴⁾、ほぼ全部チベット仏教であり、その最高指導者がダライ・ラマであった。そして基本的に政教一致の政治体制がとられており、この要求は当然のものといえよう。

そして第三点目は、チベット人と中国人が一つの国でともに暮らすことは対立の種になるだけである、というものである。19世紀末から中国とチベットは対立して

おり、1910年にはダライ・ラマ13世がインドに亡命するという事件も起きている。ダライ・ラマ13世は1912年にはチベットに戻ったが、対立は続いていた。従って、この項目からチベットは独立を明確化したような印象を受ける。しかし、この時点でチベットに明確な国境線があったわけではなく、多民族共同体としての「中国」から完全に離脱を指向していたとは言いがたい。

これに対して、陳貽範は1913年10月30日につぎの二点を主張した⁴⁵⁾。

まず第一にチベットは中国の主権下にある。つまり中華民国の領土にチベットは含まれる。確かに、中国はラサに駐蔵弁事大臣を駐在させており、主権が行使されていたといえるかもしれない。

陳の主張の第二点は中国とチベットとの対立において非難されるべきはダライ・ラマであるということである。これは、中国とチベットとの対立を考えるならば当然の主張といえよう。

そして、1913年12月19日、マクマホンに中国とチベット双方が自国の主張を渡し、マクマホンが調停案を提示することになった⁴⁶⁾。居中調停によって紛争の平和的解決を図ろうとしたのである。

このとき、中国とチベットがもっとも激しく対立したのは、チベットの領土はどこまでかという問題であった。このこと自体、つぎの二つの事実を表している。第一に、チベットは中国の主権下にあるとする中国の主張自体、ここで自己矛盾を来している。もしチベット全域が中国固有の領土であるならば、チベットの領土(範囲)を定める必要などなく、必要なのはチベットを含む中国領土の外枠・国境を画定することである。当時の中国にはまだ区域自治という考え方はなかった。

第二に、チベットは独立国であるというチベットの主張もまた、論理が通っていない。領土の明確でない主権国家はあり得ず、その一体性は保持されるべきものだからである。割譲するなどの理由なく、領土の範囲を交渉のテーブルにだすこと自体、領土が明確でなく、真に主権国家たり得ていないことを示唆している。

主権国家にとり、戦時賠償であるとか割譲によるものでなければ、領土を削ったり増やしたりすることは領土の一体性と矛盾するのである。

ともかく、1914年1月12日、陳貽範は江達以東は全部中華民国の領土であると主張した⁴⁷⁾。

これに対して、ロンチェン・シャトラはチベット系住民の居住する地域はすべてチベット領土であるとして、打箭炉以西がチベット領土であると反論した⁴⁸⁾。

これを受けマクマホンは、1914年2月17日に、チベットを次のように二分割する案を提示した⁴⁹⁾。また、それに先立つ1月6日にはイギリス本国政府も二分割案を承認していた⁵⁰⁾。

まず、中国の支配がきわめて名目的で自治権(autonomy)を持つ地域を外チベットとする。次に、一時的に中国の支配が存在していたところで、中国はかつての支配権を回復する地域を内チベットとする。そして中国は、両チベットに対して宗主権をもつ。

このチベット内外二分割案は、ロシアによるモンゴル二分割案に習ったものであるが、モンゴルとは異なり、分割の基準が「中国の支配が名目的なものであったか、一時的にせよ実質的であったか」という曖昧なものに依っていた。モンゴルのような会盟や旗といった明確な行政区画がなかったためである。

これに対して3月6日、ロンチェン・シャトラは次のように反論し、1月12日の主張を繰り返した⁵¹⁾。

まず、ダライ・ラマと中国皇帝との関係は精神的教主と俗人との関係であったとし、それ故、[内チベットに含まれる]バタン、リタン、打箭炉にいくつか中国の哨所や官吏をおいておく必要があった。実際、中国の権限は宗教機関、聖俗官の任命にとどまり行政に及ぶことはなかった。要は、チベットにおける中国の存在とは形式的なもので、現実の行政はチベット人が行っていたというのである。

そして更に、チベットから中国勢力を一掃しないとチベットは不安定であり、イギリスも困ると述べた。

これに対して、陳貽範は次の二点の反論を行った。

まず、中国、チベット、イギリスがこの会議で対等に扱われているのは不当であるとし、会議の不当性を訴えた⁵²⁾。

次に、中国がチベットに対して持つとされる宗主権の内容が曖昧で受け入れられないと主張した⁵³⁾。

チベット側の主張のチベットにおける中国の存在は名目的という考え方、駐藏弁事大臣らの存在は権力の現実の行使でも表現でもないという考え方によつてお

り、正当なものといえよう。この点、従来からの主張を繰り返したといえる。

中国側は宗主権の定義を要求した。これに対してイギリス側は、宗主権とは国際法学者の間でも定義がさまざまで一概に定義できないと回答している⁵⁴⁾。

こうしたやりとりの中でチベット側が自治権の具体的な内容について明確な定義を求めていないことに注意すべきである。

モンゴルの場合、1912年の蒙露協定締結の際、「自治」の具体的な内容を明らかにさせること、及び、内モンゴルを合併させることのために、代表団をロシアに派遣し、帝政ロシアの最高責任者と直接交渉しようと考えた⁵⁵⁾。更に当初主張していたチベット独立要求はこのときにはなされていない。

のことから、当時のチベットには明確な独立要求があったとは認めがたいのである。

それどころか、マクマホンの提示したこのチベット二分割案を、「チベット政府は本案を発効させることを望んでいる。だが、現在検討中の草案は多大な犠牲を強いると感じている。ラサに中国代表を復活させたり、ニヤロンやデルゲを内チベットに含めたりする草案は受け入れられないが、合理的な妥協が必要であると大いに考える。」といい⁵⁶⁾、受諾してしまった。

陳貽範はこのとき、本国政府と協議するといい、明確な対応を示さなかつた⁵⁷⁾。

マクマホンは、「現在の条約草案[二分割案]は中国・チベット双方の要求を満たす唯一の解決の可能性を示していると考える。また、妥協と一致の精神で両当事者は威儀をもって受け入れができると考えられる。」と述べながらも、陳の主張を入れて会議の一時中断を宣言した(1914年4月22日)⁵⁸⁾。

そして4月27日、イギリス側の中国専門家 A. ローズは「中国政府が明確な形で略式署名(initial)をしてはならないと命令しているのでなければ、略式署名すべきである」と陳貽範に述べ⁵⁹⁾、陳は「条約に略式署名するかしないかについて、自分には明らかにする権限はない」⁶⁰⁾としながらも、「略式署名と正式署名は別の行為であることを十分理解した上で文書に略式署名したいと思う。また、条約に対する公式な正式署名(formal signature)の前に中国政府からの電令・訓令を待たなければならぬ。」⁶¹⁾と述べ、条約⁶²⁾に略式署名した。同時にロンチエン・シャトラとマクマホンも略式署名した。

しかし、4月29日に陳貽範は本国政府の訓令により略式署名を撤回し⁶³⁾、三者会議は決裂した。

このように、イギリスは中国を介する形で中国－チベット対立に介入し、ロシアによるモンゴル二分割に習って、チベット二分割を提案した。チベットの法的地位を明らかにし、イギリスに有利なように、イギリスの影響力がチベットに及ぶよう考察されたのが二分割案であった。

チベットは中国から独立すると主張しながらも、二分割案で示された自治権の意味を問うことなく、この案を受諾した。もし主権国家たり得ることを望むのであれば、二分割に反対することは勿論、チベット全域に及ぶとされた中国の宗主権の意味をチベットの側から問う必要があった。だが、実際には駐藏弁事大臣などチベットにおける中国の存在は名目的なものであり、不要であると述べるにとどまり、明確な意思表示をしなかった。モンゴルとの条約で相互に独立を確認しあったけれども、この条約を根拠に独立していたとはいえない。その理由はまず第一に、モンゴル自身中国とは別の国際法主体とはまだなっていなかったことがある。第二に、この条約をもって独立したとは言い切れないからこそ、モンゴルはロシア、中国と交渉を続け、1912年の蒙露協定の際には、自治ではなく独立を求めてロシアに代表団さえ送ろうとした。また、交渉中、中国宗主権や自治の具体的な内容を繰り返し問うている。

他方、五族共和論しか持たない中国にとってチベットの確保は必要不可欠であった。だからこそチベット二分割案は受諾できず、最終的に拒否したのである。

そしてイギリスは外モンゴルにおけるロシア程、外チベットで影響力を保持できなかった。チベット自身、はっきりと態度を表明しなかったからである。

国際法では、割譲条約などのような、ある特定の行為や権原に基づくのではなく、たんに権力の継続的な行使に基づいて主権を要求するには、二つの要素が存在することを証明しなければならない。主権者として行動する意志と意欲、このような権力の、なにか現実の行使または表現である⁶⁴⁾。

東部グリーンランドの法的地位に関する事件の場合、いろいろな法令が発せられたこと、漁業隊の活動、科学的探検などが現実の行使または表現の具体例であるとされた。

さらに、ニュージーランドの南島やオーストラリアのように入人が住んでいても政治的に組織されていなければ、無主地とされる。

こう考えると、チベットには人が住んでいて、ダライ・ラマを頂点とする政治体制ができており、少なくとも無主地ではない。しかし、駐蔵弁事大臣といつてもこの政治体制をコントロールすると言うより、必要に応じて補弼するに留まっていると見るべきであろう。

すなわち、金瓶掣籤のようなダライ・ラマ等活仏を選定する際に駐蔵弁事大臣は重要な役割を果たしたものの、転生靈童という考え方や儀式そのものはチベット仏教に基づくものであり、更に、ダライ・ラマを頂点とする政治体制が完成されていたことからも判断すると、駐蔵弁事大臣の存在自体をもって、中央北京政府による主権の行使であるとも表現であるともいえない。

従って、チベットは中国の主権下にあるという陳の主張は五族共和論に基づく主権国家中華民国の立場からすれば当然であるが、国際法からすると、正当な主張であるとはいえない。

結局、では、チベットは法的にどのように位置づけられるのだろうか。

これまで見てきたように、少なくともチベットは無主の地ではない。ダライ・ラマを頂点とした政治体制が成立していたからである。都ラサには中国から派遣されてきた駐蔵弁事大臣がいた。しかしその存在は形式的なものにとどまり、権力の現実の行使や表現ではない。したがって、主権国家・中国の領土ではない。歴代中国王朝に朝貢したこと、中国の領土たり得る根拠とはならない。もしそうであるなら、朝鮮、ベトナム、琉球も中国領である。古くからの地図も、法的文書に付属している場合を除いて、権利の承認や放棄をひき起こすところの、法的文書としての価値を持たないのである⁶³⁾。

では主権国家として独立していたのかというと、必ずしも明確でない⁶⁴⁾。確かに境界はあいまいであったが一定の地域において実効的な支配を行う自主的な政府が確立されていた。したがって、国家としての権力は存在しており、国家たり得る要件を備えていた。1912年のモンゴル・チベット友好条約も、何度も触れているように、黙示の国家承認ではない。外チベットに付与される自治にしても、その内容についてチベット側が何らの確認も行わなかつたことは、前に見たとおりである。

更に決定的なのは、チベット二分割案が提示されたとき、受け入れがたいと表明しながらも分割を承認したことである。領土の一体性の確保は主権国家にとって必須のものであるにもかかわらず、内チベットを事実上手放してしまった。その際、イギリスから外チベットの独立を取りつけることも可能であったはずであるが、第一次資料による限り、その形跡は認められないである。

つまり、チベットは中国の領土でもなければ、独立国家でもなかった。こうしたいわば力の真空状況が存在し得たのは、朝貢体制によって立つ東アジア国際体系が主権国家体制に依拠する西欧国際体系へと、まさに転換する瞬間にのみ存在が許されたからだった。いったん、中国が主権国家として完成してしまうと、イギリスのような「介入」、居中調停は国家主権に対する侵害、侵略とされてしまう。

モンゴルの場合、こうした力の真空状況に際して独立を要求し、内モンゴルは失ったものの、外モンゴルに関しては獲得することができた。ところがチベットの場合、イギリスという介添え役があったものの、明確な独立を表明しなかった。

シムラ会議は本来イギリスがチベットを自国勢力圏に取り込むべく開催されたものであった。しかし、肝心のチベットが明確な意思表示をせず、その意図は失敗に終わった。

更にこの失敗に拍車をかけたのが、1914年4月29日の中華民国政府による二分割案（シムラ条約）拒否である。イギリスにとってその目的を達成するためには、ロシアがモンゴル問題で中国の同意を取りつけたのと同じく、中国の同意が不可欠であった。会議に中国を引き込むために、イギリスは国家承認・借款付与を引き替え条件としたからである。

1914年4月29日、すなわち中国政府が二分割案を拒んで以来、この会議はどのような経緯をたどったのだろうか。そこで次節でこの問題を探っていきたい。

4.2シムラ会議の結末

シムラ会議は1914年4月29日、中華民国政府のチベット二分割案拒否によって進展が止まった。

そして、マクマホンの本国政府宛報告書（IOR L/P+S/18/B206）によると、交渉の焦点は中国を正式署名させることに絞られている。中国政府は三者間の条約締結に

全く乗る気はなく、それどころか分割取り消し、全チベットを中国領土に編入することを主張するようになった。こうした状況の下で、6月7日、北京駐在イギリス公使ジョン・ジョーダンはシムラ条約を北京政府に通告し、もし中華民国政府全権に正式署名を認めないのであれば、イギリスとチベットの政府全権のみで正式署名すると述べた。

これにもかかわらず中国側は二分割案の撤回を要求し、正式署名を拒否した。そしてイギリス政府は中国政府にこれ以上の議論は必要なく、最終会議が7月3日に開かれること、三国間条約に中国政府全権を参加させることに失敗したので、チベットと単独で正式署名する自由があり、その場合、中国は条約によってチベットで享受されるべきあらゆる特権を失う、と通告した。

そして、7月2日、マクマホンは翌3日に最終会議を開催するよう本国政府に指示されたのである⁶⁷⁾。

こうして7月3日、マクマホンは会議の冒頭、「各政府全権は戦争状態を終結させ、三政府がもっとも関心を寄せている地域の住民の平和と繁栄を確保するための何らかの解決案を見いだす使命を帯びている」のだから、「三国間の枠組みで正式署名することを願う」と述べ、中華民国政府全権にも正式署名を促した⁶⁸⁾。

これに対して陳貽範は、「三国間条約に正式署名してはならない」という明確な指示を北京から受けているので、正式署名できない、とマクマホンの要求を拒否した⁶⁹⁾。

ところがロンチェン・シャトラは、「4月27日の会議後ラサに打電して得られた指示によれば、条約に正式署名すべきである。チベット政府から見れば条約は満足できるものではないが、既に受け入れてしまったのだから正式署名するほかない。」として正式署名に応じたのである⁷⁰⁾。

そして陳は、「中国政府は今後イギリスとチベットとの間で正式署名されるいかなる条約ないし類似の公式文書をも認めない」と述べ、会議場から退出した⁷¹⁾。

こうして、マクマホンは中国政府は条約によって得られる利益を一切享受できないと前置きした上で、ロンチェン・シャトラとの間で条約に正式署名してしまった。三者間条約としては条約は発効しなかったのである。

このように、4月29日以降のイギリス・中国・チベット交渉は正式署名を拒みつづける中国側を条約に正式署名させることのみに力が注がれた。外チベットの自

治權や中華民国のチベットに対する宗主權の定義の問題は、全く提起されなかった。

すなわち、4月27日までの期間のシムラ会議は、チベットの法的地位に論点が当てられていたけれども、4月27日以降は二分割案を中国に受諾させることに論点が当てられたのである。しかしながら、チベットは明確な姿勢を見せず、法的地位の問題はうやむやになってしまった。

東アジアにおいて東アジア国際体系から西欧国際体系に切り替わる瞬間、イギリスはチベットを自國勢力圏下に取り込むべく1907年の英露条約に抵触しないよう、中国を介する形で三者会議を設定した。そしてチベットと中華民国を対等に扱うことで、チベットに自らの位置づけ・法的地位を明らかにするよう迫った。けれどもチベットはラサに駐蔵弁事大臣のような中国代表を置くことに反対するにとどまり、チベットを二分割する案も受諾してしまった。しかも、この二分割案で与えられる「外チベットの自治」の中身はあいまいなまま放置したのである。

他方、中華民国としてはその領土を明確にするという点からチベットには宗主權ではなく主權を持つといい、宗主權の意味するところをイギリスに問い合わせた。そして二分割案を最終的に拒絶した。

結局、マクマホンにとって大変合理的かつ魅力的であったこの二分割案は法にかなった三者間条約を生み出すシムラ会議を決裂させ、今日の中印国境の不安定さを生み出す失敗に繋がった⁷²⁾のであった。

そしてマクマホンのチベット問題補佐官チャールス・ベルが述べるように、「歐洲大戰の勃發を見、西藏問題は黒幕の中に引込んでしまつたのである。」⁷³⁾

さて、次に以上のような議論を整理して、シムラ会議の時代におけるチベットの法的地位の問題をまとめてみたい。

5 結論：シムラ会議の評価

5.1 付庸国は宗主国とは別に条約を締結できるか

最初に述べたように、チベットは中国の朝貢国であり、付庸国であった。そもそも国際法上、付庸国は第三国と条約を締結できるのだろうか。また、領土という点で宗主国とどのような関係にあるのだろうか。

付庸国は基本的に国内法上の国家であるが、国際法の主体としての地位は失わな

い。ただ、権利能力は持つものの、いっさいの対外関係をみずから処理しえないので、行為能力は制限的にもつにとどまる、とされる⁷⁴⁾。

したがって、宗主国と対等に条約を締結することも、宗主国とは無関係に条約を締結することもできる。また、条約にとどまらず、外交使節を接受することも可能である。よって、チベットがシムラ会議に出席し、イギリスと条約を締結したことには問題はない、としなければならない。

又、付庸国の領土は、同時に宗主国の領土を構成し、後者の法律は前者の領域に及ぶ。宗主国が他の国家と締結する条約は、付庸国をも拘束し、前者が行う戦争は後者にも及ぶ、ともされる⁷⁵⁾。

すなわち、付庸国チベットは宗主国中国の領土を構成する。だが、前述のように、チベットに対する中国の主権の行使はなかったとされるのだから、チベットに対する中国の主権はなく、ダライ・ラマを頂点とする統治構造が存在していたことにも留意されなければならない。

よって、チベットは中国(中華民国)が当事国とならない条約の当事国となることができるが、(宗主関係では)中国の一部である。従って、シムラ会議は直ちに国際違法行為とはならない。

5.2 民族自決とシムラ会議

ダライ・ラマ14世は自伝の中で、チベットにはイギリスの通商使節団があったこと、そして、1904年のラサ条約を締結するに際し、イギリスはチベットを完全な主権国家(a fully sovereign state)として扱う必要性を感じたこと、そして、シムラ会議に中国とチベットが別々に招待されたことをもって、チベットは独立国であったと述べている⁷⁶⁾。つまり、黙示的な国家承認があったというのである。

しかし、この主張は次の二点をもって正当なものとすることはできない。

まず第一に、条約の締結や外交使節の接受だけをもって国家承認の要件とすることはできない。例えば、1935年3月23日にソビエトと満州国との間で東支鉄道に関するソビエトの権利の委譲に関する協定が締結されたが、ソビエトによる満州国承認を意味するものではなかった⁷⁷⁾。

第二に、外交使節の接受や派遣も国家承認の根拠たり得ない。1947年のアジア関

係会議 (The Inter-Asian Relations Conference)において、チベットは中華民国と対等な扱いを受けてはいるものの、同会議には、アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタンの代表も出席している⁷¹⁸。もしこの会議をもって当時チベットが中国とは別の国際法主体 (この場合は主権国家) であるとするならば、これら中央アジア三カ国も独立国ということになろう。

中華民国が建国されたときのスローガンに「五族共和」というものがある。これによれば、チベット族は漢族と並んで中華民族の構成要素であり、漢族とは別の主体であることを表している。又、中華人民共和国期には、多民族国家と規定されている。したがって、チベット族はやはり漢族とは別の主体であるとされる。つまり、チベット族にはチベット族としてのアイデンティティを確立する民族自決権があるとされなければならない。

シムラ会議は、東アジア国際体系が西欧国際体系に転換するまさにその瞬間に開催され、チベット族が民族自決を行う機会であり、イギリスがその国際的後見役をつとめた。

しかし、イギリスが外チベットにおける中国宗主権下の自治権を付与しようとしたとき、明確な定義付けを求めることなく、チベット二分割を受諾してしまった。主権国家における宗主権下の自治とは何であるのか、結局チベットもイギリスも明らかにしようとはしなかった。そしてこの問題は、中国のいったんは受諾したものその後に撤回という事態を受けて、あいまいなまま残されてしまった。

このあいまいさは、第一次世界大戦、五四運動、第二次世界大戦といった流れの中で、中国が主権国家として均質な支配体制を強化するにつれ、存在が許されなくなつた。とりわけ満州国地域を回復しようとする抗日ナショナリズムが高揚するにつれ、あいまいではなく均質な支配を求める声は中国 (北京、南京) において強まり、1949年の中華人民共和国建国後は、かき消されるべきものと考えられるようになった。

1914年には許された、チベットの独立でも中国の一部でもないといったあいまいな法的地位は、1959年になって独立を指向する方向を向いた。しかし、もはや手遅れであった。中国ではシムラ会議自体、帝国主義の中国分裂策動と決めつけられ、チベット族の民族自決権も否定され、「反乱」の烙印を押されて武力鎮圧⁷¹⁹されてしまったのである。

註

- 1) ここでは、1912年から1928年までのいわゆる北京政府を指す。このテーマについては、1997年から3年連続で開かれた中央大学人文科学研究所主催の「中華民国前期中国社会と東アジア世界の変動」シンポジウムによるところが大きい。
 - 2) 入江啓四郎、『中印紛争と国際法』、敬文堂、1964年。
 - 3) Alastair Lamb, *The McMahon Line A Study in the Relations between India China and Tibet, 1904 to 1914*, London, 1966.
 - 4) 王遠大、『近代俄国与中国西藏』、北京、1993年；丁名楠など編、《帝国主義侵華史第2巻》、北京、1986年、など
 - 5) 朱杰勤、黄那和主編、《中外關係史辭典》、武漢、1992年、339-340ページ。
 - 6) 「チベットの革命とネールの哲学」(1959年5月6日付《人民日報》社説)
 - 7) 朱杰勤、黄那和主編、前掲書、339-340ページ。
 - 8) 本論文では、中国の国家論については触れない。しかしびシムラ会議は帝国主義による中国分断策動に他ならないとする中国の論理を整理することは、重要である。既述のように、シムラ会議ではチベットを中国の一部である内チベットと、自治権を持つ外チベットに分割することが提起された。中国は主権国家としての中華民国であり、主権国家では均質な支配が行われ、自治権や宗主権といった概念はあり得ない。
- 従って、中華民国が五族共和論を唱え、中華人民共和国が中華民族からなる近代国民国家の論理に依拠する限り、シムラ会議は、たとえ国家承認・借款付与問題と関連づけられて出席が強いられたとしても、国家分裂策動に他ならず、これを後押ししたイギリスは帝国主義者となる。したがって、中国がシムラ会議やシムラ条約を国際法上正当なものとして認めることはできない。
- 9) 坂野正高、『近代中国政治外交史』、東京大学出版会、1989年(第3刷)、89ページ。
 - 10) *The Imperial Gazetteer of India, Vol. 26, reprinted edition*, New Delhi, n.d.
 - 11) 坂野正高、前掲書、90ページ。
 - 12) Alastair Lamb, *op. cit.*, p. 159.
 - 13) 朱繡、「西藏最近六十年史」(水野梅曉編訳、「西藏佛教及英藏關係」、支那時報社、大正15年、45ページ。
 - 14) *IOR L/P+S/18/B148*, India Office Record, The British Library, London
 - 15) 河口慧海、『チベット旅行記(三)』、講談社、1994年、162ページ。
 - 16) *IOR L/P+S/18/B148*, 河口慧海、『チベット旅行記(四)』、講談社、1994年、82-99ページ。
 - 17) 河口慧海、『チベット旅行記(三)』、162ページ。
 - 18) 全文は、梁徳主編、《中外約章彙要》、哈爾浜、1991年、250-254ページ。
 - 19) ヤクの毛ではなく、羊の毛である。「チベットの高原には、信じられないかもしれないが、緑の草をしきつめたような牧場がある。その果てしない草原には、数千、数万というヒツジやウシが放牧されて、草をはんでいる。」チレ・チュジャ著、池上正治訳、『チベット—歴史と文化』、東方書店、1999年、8ページ。
 - 20) ラサ条約の全文は、梁徳主編、前掲書、362-365ページ。

- 21)国際法学会編、『国際法辞典』、鹿島出版会、1975年、591-592ページ。
- 22) Indian Foreign Secretary
- 23) チベット問題についてイギリスと交渉する全権
- 24) Alastair Lamb,*op. cit.*, p.46.
- 25) 王遠大、前掲書、270ページ。
- 26) 万国公法の受容については、佐藤慎一、『近代中国の知識人と文明』、東京大学出版会、1996年、特に第1章「文明と万国公法」を参照。
- 27) 全文は、梁德主編、前掲書、384-388ページ。
- 28) Alastair Lamb,*op. cit.*, p.48.
- 29) 入江啓四郎、『支那邊疆と英露の角逐』、ナウカ、1935年。
- 30) Alastair Lamb,*op. cit.*, p.71.
- 31) IOR L/P+S/18/B163, July 23, 1914.
- 32) Alastair Lamb,*op. cit.*, pp.73-74.
- 33) *Ibid.*, pp.92-93も参照。
- 34) *Ibid.*, p.87も参照。
- 35) 駐藏弁事大臣の職にあったのは、1906年12月5日から1912年2月が聯豫、1908年3月6日から1911年4月21日が趙爾豐であったのだから、このとき二人の駐藏弁事大臣がいたことになる。賀文宣編著、『清朝駐藏大臣大事記』、北京、1993年、535-537ページ。
- 36) Alastair Lamb,*op. cit.*, p.193.
- 37) *Ibid.*, pp.193-194.
- 38) *Ibid.*, p.201.
- 39) *Ibid.*, pp.427-428, p.430.
- 40) *Ibid.*, p.433.
- 41) 当時のモンゴルについては、小貫雅男、『モンゴル現代史』、山川出版社、1993年、117-126ページを参照。
- 42) Alastair Lamb,*op. cit.*, pp.464-465.
- 43) *The Boundary Question Between China and Tibet A Valuable Record of the Tripartite Conference Between China, Britain and Tibet held in India 1913-1914*, Peking, 1940, pp.3-6. 本書は書名が長いので、以下 *BQ* と略称する。
- 44) その多くは清朝初期に甘肅、陝西、青海、四川、雲南からきた人。『当代中国的西藏』上巻、北京、1991年、27-28ページ。
- 45) *BQ*, pp.8-9.
- 46) *Final Memorandum by the British Plenipotentiary, Tibet Conference* と題するマクマホンのイギリス本国政府に宛てたシムラ会議の報告書(1914年7月23日付)。IOR L/P+S/18/B206。
- 47) *BQ*, pp.14-21.
- 48) *Ibid.*, pp.23-81
- 49) *Ibid.*, pp.88-90.
- 50) IOR L/P+S/18/B206

- 51) *BQ*, pp.96-100.
- 52) *Ibid.*, p.101.
- 53) *Ibid.*, p.102.
- 54) *Ibid.*, p.102.
- 55) 小賞雅男、前掲書、124-125ページ。モンゴル代表団は結局ハルビンで足止めされて、ロシアに入っていない。
- 56) 1914年4月22日、第7回会議でのロンチェン・シャトラの発言。 *BQ*, p.117.
- 57) *Ibid.*, p.118.
- 58) *Ibid.*, p.118.
- 59) *Ibid.*, p.140.
- 60) *Ibid.*, p.141.
- 61) *Ibid.*, p.122.
- 62) このときの条約の原文は、*IOR L/P+S/B18/266*。
- 63) 程道徳ほか編、『中華民国外交史資料選編一』、北京、1988年、548ページ。
- 64) 東部グリーンランドの法的地位に関する事件。横田喜三郎、『国際判例研究 II』、有斐閣、1970年、43ページ。
- 65) パルマス島事件（常設仲裁裁判所の判決）。横田喜三郎、『国際判例研究 III』、有斐閣、1981年、179ページ。
- 66) 国家の成立と国家承認については、田畠茂二郎、『国際法新講 上』、東信堂、1992年、77-92ページ。
- 67) *IOR L/P+S/18/B206*。なお、*BQ* では4月30日から7月3日に至る交渉経緯について一切記述がない。
- 68) *Ibid.*, p.146.
- 69) *Ibid.*, p.146.
- 70) *Ibid.*, pp.146-147.
- 71) *Ibid.*, p.147.
- 72) Alastair Lamb, *op. cit.*, p.492.
- 73) チャールス=ベル著、田中一呂訳、『西藏：過去と現在』、生活社、1940年、238ページ。
- 74) 国際法学会編、前掲書、592ページ。
- 75) 同書、592ページ。
- 76) Dalai Lama XIV, *Freedom in Exile : the autobiography of the Dalai Lama*, New York, 1991, pp. 61-62.
- 77) 田畠茂二郎、前掲書、85ページ。
- 78) Nripendra Nath Mitra ed., *The Indian Annual Register Vol. I*, Calcutta, n.d., pp.271-299.
- 79) 「チベットの反乱とネールの哲学」《人民日報》(1959年5月6日付)。《關於注意給達賴復信問題的批語》(1959年3月15日)、中共中央文献研究室編、《建国以来毛沢東文稿第8冊》、北京、1993年、116-117ページ。

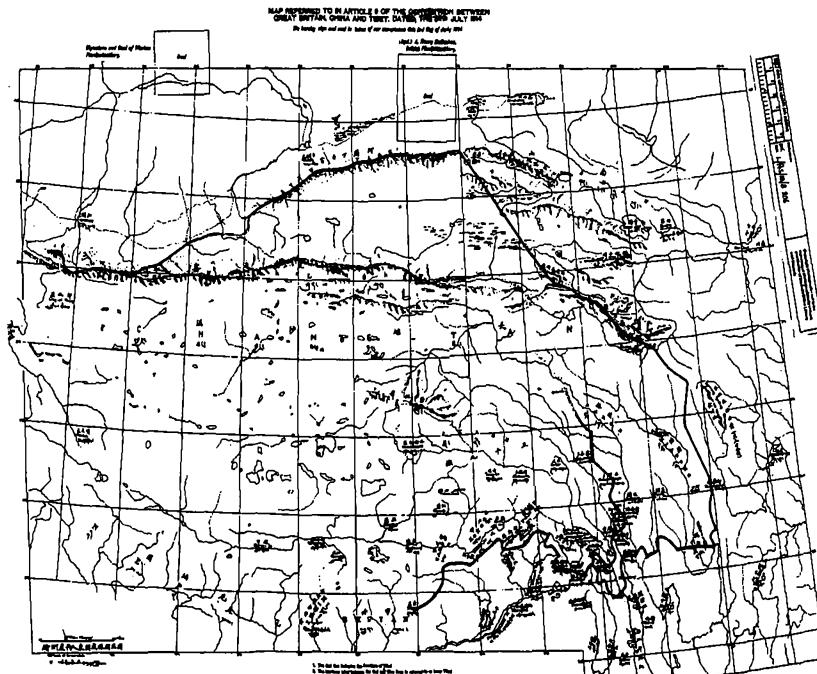
参考文献

註にあげなかつたもので、参考にした文献を、刊行年順にあげる。

1. 矢野仁一、『現代支那研究』、弘文堂書房、1923年。
2. 『英支西藏問題交渉略史』(北京滿鉄月報特刊第7)、南滿鐵道株式會社北京公所研究室、1925年。
3. 矢野仁一、『近代西藏史研究』、雄山閣、1941年。
4. Charles Henry Alexandrowicz-Alexander, 'The Legal Position of Tibet', *American Journal of International Law*, vol. 48, 1954.
5. L.C. Green, 'Legal Aspects of the Sino-Indian Border Dispute', *The China Quarterly*, 1960-no. 3, 1960.
6. Alastair Lamb, *The China-India Border The Origins of the Disputed Boundaries*, London, 1964.
7. C.R. Bawden, *The Modern History of Mongolia*, London, 1968.
8. Amar Kaur Jasbir Singh, *Himalayan Triangle A Historical survey of British India's relations with Tibet, Sikkim and Bhutan 1765-1950*, London, 1988.
9. 《西康建省記》、北京、1988年。
10. Alastair Lamb, *Tibet, China & India 1914-1950*, Hertfordshire, 1989.
11. Melvyn C. Goldstein, *A History of Modern Tibet, 1913-1951 The Demise of the Lamaist State*, Berkeley, 1991.
12. 國務院新聞弁公室、《西藏の主権帰属与人権状況》、北京、1992年。
13. 宗黎明、《西姆拉會議召開の歴史背景述略》、(《中国藏学》1992年第2号)、1992年。
14. 宮崎市定、「中国周辺史総論」(宮崎市定、『宮崎市定全集19』)、岩波書店、1992年。
15. 宮崎市定、「大戦前チベット外交論」(宮崎市定、『宮崎市定全集19』)、岩波書店、1992年。
16. 宮崎市定、「歴史からみたチベット国境問題」(宮崎市定、『宮崎市定全集19』)、岩波書店、1992年。
17. Department of Information and International Relations, Central Tibetan Administration of H.H. the Dalai Lama, *TIBET Proving Truth From Facts*, Dharamsala, 1993.
18. 大川周明、『復興亞細亞の諸問題』、中央公論社、1993年。
19. 中国藏学研究中心、中国第一歴史档案館、中国第二歴史档案館、西藏自治区档案館、四川省档案館合編、《元以来西藏地方与中央政府関係档案史料彙編》(第6冊)、北京、1994年。
特に、2459 藏案交渉経過情形、2470 顧維鈞赴英使館会晤朱爾典問答両件。
20. 張啓雄、《外蒙主権歸属交渉》、台北、1995年。
21. Warren W. Smith, Jr., *Tibetan Nation A History of Tibetan Nationalism and Sino-Tibetan Relations*, Boulder, 1996.
22. 趙學毅等編、《清代以来中央政府对西藏的治理与活仏転生制度史料彙集》、北京、1996年。
23. 馮明珠、《近代中英西藏交渉与川藏辺情——從廓爾喀之役到華盛頓會議》、台北、1997年。
24. Alex McKay, *Tibet and the British Raj The Frontier Cadre 1904-1947*, Richmond, 1997.

付 記

この研究を進めるにあたり、文部省科学研究費・特定領域研究(A)「南アジア世界の構造変動とネットワーク」から様々な支援を受けたことに、謝意を表する。



出所

IOR L/P+S/18/B 206

India Office Record, the British Library, London.

Legal status of Tibet in the early 20th century

Mizuno Mitsuaki

In this article, I discuss the legal status of Tibet, focussing on Simla Conference of 1913, from the viewpoint of international law. In spite of the enormous importance of the issue in so-called 'Tibet problem' as well as Sino-Indian relations, very few research works have been appeared so far in Japan.

In the late Qing period, military conflicts broke out between Chinese central government and Tibetan authority on their border area. In order to mediate conflicts, the British government held the tripartite conference (Simla Conference) in 1913, attended by the plenipotentiaries of Sir Arthur Henry McMahon (Britain), Ivan Chen(China) and Lonchen Shatra (Tibet). McMahon presented the mediation proposal (Simla Convention) in which Tibet was to be divided into two zones, Inner Tibet and Outer Tibet. The proposal was accepted and signed by McMahon and Lonchen Shatra, but rejected by Ivan Chen.

If this mediation proposal could be recognized as valid, the Tibetan authority has the legitimate right to conclude an international treaty separately from China. But Chinese governments, both of Republic and People's Republic, has consistently rejected its validity on the ground that the Convention does not have the sign of Chinese authority.

Tibet was, at least at the time of Simla Conference, regarded as a separate body from Chinese central government in the context that it signed Simla Convention with British. But in 1950, when People's Republic of China annexed Tibet, this legal status of Tibet was denied and Tibet was forced to become a part of China. The map attached to this paper

under the permission of India Office Record at London, which was originally prepared for the Simla Convention, clearly shows the legal status of Tibet at the time of Simla Conference.